

ふじみ野市図書館ホームページバナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市有料広告取扱要綱（平成22年ふじみ野市告示第67号。以下「要綱」という。）に基づき、図書館のホームページに掲載するバナー広告（市のホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものをいう。以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 図書館ホームページに掲載する広告物は、要綱第3条第1項及びふじみ野市有料広告の掲載基準及び広告主の責務に関する要領（以下「要領」という。）第2項に適合したものでなければならない。

(広告の規格等)

第3条 広告の掲載位置は、市長が指定する位置とする。

- 2 広告の規格及び掲載料は、別表のとおりとする。
- 3 次に掲げるものは、画像として用いることができない。
 - (1) アラートマーク（「警告」、「注意」その他あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）、アニメーション又はフラッシュ等の点滅するもの。
 - (2) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）が表示されているもの。
 - (3) プルダウンメニュー（あたかも入力可能な領域があるかのように誤解を与えるもの）が表示されているもの。
 - (4) 「閉じる」、「いいえ」若しくは「キャンセル」等のボタン又はラジオボタンを使用するもの。
 - (5) 図書館のホームページと類似の色調又は字体を使用するもの。
 - (6) インターネットアンケート、教育相談その他市政を連想させる表示を行うことにより、市の事業と誤解されるおそれのあるもの。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、画像として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(掲載の申込み)

第4条 市長は、図書館ホームページに、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を公募するものとする。

- 2 申込者は、市長の定める期間内に、掲載しようとする広告の概要等を記載したバナー広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする広告の見本又は原稿を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 広告掲載の申込みは、申込者1人につき別表の区分の1枠とする。

4 申込者は、24月を限度として、複数月にわたる広告掲載を一括して申し込むことができる。

(掲載の審査及び決定)

第5条 市長は、前条の規定に基づき申込書の提出を受けたときは、速やかに内容の審査を行い、広告掲載の可否を決定し、バナー広告掲載決定通知書(様式第2号)又はバナー広告不掲載決定通知書(様式第3号)により申込者に通知するものとする。

2 市税の滞納が確認された場合は承認しない。ただし、申請者が滞納分を完納した場合は、この限りではない。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、別に定めるふじみ野市有料広告審査委員会の意見を聴き、掲載の可否を決定することができる。

(広告掲載料の納付)

第6条 前条第1項のバナー広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、市長の指定する期日までに、第3条に定める掲載料に掲載期間を乗じた額(以下「広告掲載料」という。)を一括して納付しなければならない。

2 納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、第10条に掲げるものを除き広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかつたときは、その全部又は一部を還付する。

(広告内容等の変更)

第7条 市長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が各種法令に違反している、あるいはそのおそれがある、又はこの基準に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第8条 市長は、広告主又は広告内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すものとする。

(1) 市長が指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しないとき。

(2) 市長が指定する期日までに広告主が広告原稿を提出しないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 広告主、広告の内容又はリンク先のホームページの内容等が、各種法令に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又はこの基準に違反するとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、広告として不適切と市長が判断したとき。

(広告主の責任)

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成費用は、広告主の負担とする。

(免責事項)

第10条 図書館は、システム障害、保守点検等により広告掲載を一時中断した場合において、広告主に対し、広告掲載期間の延長、広告掲載料の還付、損害賠償の支払い等を行わないものとする。

2 図書館は、広告主が広告掲載に用いるサーバ、ソフトウェア等の障害、誤作動、業務停止等により損害を受けた場合において、その責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項目	規格 1	規格 2
縦	50ピクセル	40ピクセル
横	120ピクセル	120ピクセル
容量	4キロバイト以内	4キロバイト以内
画像形式	G I F形式	G I F形式
1月当たりの掲載料	20,000円	15,000円